

京都市道路区域明示事務処理要領

令和 7 年 3 月

京都市建設局
土木管理部道路明示課

京都市道路区域明示事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市が道路法に基づき管理する道路（以下「認定道路」という。）の区域の明示に関する事務について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路区域明示（以下「区域明示」という。）

道路区域とは、道路法第18条に規定する道路を構成する土地の範囲をいい、区域明示とは、道路法の適用される範囲を明らかにすることをいう。

(2) 市有地等

道路区域内に存する市有地、府有地及び国有地のことである。ただし、建設局以外が所管する市有地は除く。

市有地には、道路敷、水路敷、泥揚敷、提塘敷及びのり敷等がある。

(3) 隣接所有者

区域明示及び境界明示を行おうとする認定道路に隣接する土地（道路内を含む。）の所有者をいう。

申請者も認定道路との関係では隣接所有者の一人である。

(4) 境界明示

市有地等とその隣接する土地（以下「隣接地」という。）との境界について、京都市長（以下「市長」という。）と隣接所有者が協議して定め、書面をもって明らかにすることをいう。

(5) 申請者

隣接所有者のうち、区域明示及び境界明示申請を行おうとする者をいう。

(6) 申請地

区域明示及び境界明示を行おうとする隣接地のうち、申請者が所有している土地をいう。

(7) 立会い・協議

区域明示及び境界明示のために市長と隣接所有者が現地にて立会い及び協議することをいう。

(8) 公図等

不動産登記法第14条第1項に規定する地図又はそれに準ずるものとして法務局に備え付けられている図面をいう。

(申請)

第3条 市長は、次の各号に定める者から明示申請があった場合、区域明示及び境界明示のための協議に応じるものとする。

(1) 隣接所有者又は隣接所有者が委任した者

(2) 国、地方公共団体及びそれらが組織に加わっている事務組合

(3) 市長が特に必要があると認めた者

(区域明示・境界明示の申請)

第4条 申請者は、市長に対し道路区域明示・土地境界明示申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）と次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 申請者が登記上の所有者の承継人であるときは、当該承継を証する書類

(2) 付近見取図

(3) 公図等の写し(申請前3箇月以内に転写されたもの。複数枚に及ぶ場合は合成公図も添付すること。また、申請箇所に朱線を入れること。)

(4) 地籍調書（第3号様式）

- (5) 登記事項証明書(土地)(全部事項証明書(土地)・申請前3箇月以内に発行されたもの)
 - (6) 申請に添付する登記事項証明書、公図等については、一般財団法人民事法務協会がインターネットで提供する「登記情報提供サービス」から取得する不動産登記情報も可とする。
 - (7) その他市長が必要と認めた書類
- (申請書の受付)

第5条 市長は、前条に規定する書類の提出があった場合、当該書類の審査を行い、適当と認めるときはこれを受け付け、道路区域明示・土地境界明示申請受付簿に必要な事項を記載する。

(区域明示・境界明示の箇所)

第6条 市長は、区域明示及び境界明示を行う場合には、申請に係る認定道路及び道路区域内の市有地等と隣接地との境界について行うものとする。ただし、認定道路の幅員が11m以上等、特段の事情が認められる場合はこの限りでない。

- 2 市長は、申請に係る土地が、京都地方法務局により実施された登記所備付地図作成作業、又は国土調査法第10条に基づく地籍調査事業により作成された地図の区域にある場合は、区域明示のみ行うものとし、境界明示を行わない。ただし、協議等の結果から、境界明示の必要性があると認められる場合はこの限りでない。

(区域明示・境界明示のための調査)

第7条 市長は、区域明示及び境界明示に係る協議を行う場合には、あらかじめ認定道路及び区域内の市有地等の位置・形状・幅員等について次項に定める資料及び現地の状況を調査し、当該立会い・協議に臨む方針を定める。

- 2 前項の調査は、次に掲げる書類により行う。この場合において必要があるときは、参考人(地元古老等)の意見を聴取することができる。

- (1) 公図等
- (2) 官有地籍図
- (3) 区画整理図
- (4) 付近の道路区域明示図、道路区域決定図、境界確定図
- (5) その他参考資料

(立会い・協議等)

第8条 市長は、区域明示及び境界明示を行う場合、原則として立会い・協議をするものとする。ただし、申請者が市長の指示した明示方針に基づき、隣接所有者から内諾を得られた場合には、立会いを省略することができる。

- 2 市長は、申請者を通じて事前に前項本文の規定による立会い・協議の日時及び場所を隣接所有者に連絡し、必要に応じて、立会依頼文(第5号様式)を送付する。
- 3 市長は、第1項本文の規定による立会い・協議を行う場合において、特に必要があると認めるときは、参考人(地元古老等)に立会いを求めることができる。
- 4 前2項における隣接所有者及び参考人への立会依頼文は、原則として立会い・協議の日から起算して7日前までに到達させるものとする。
- 5 隣接所有者が都合により立会いできず、代理人が立ち会う場合、市長は立会依頼文等により土地所有者と代理人との関係を必ず確認するものとする。

(区域標の設置)

第9条 市長は、第8条による立会い・協議が成立した場合、原則として区域明示区間の起点、終点及び必要な箇所に区域標を設置するものとする(区域明示と境界明示は、一致しない場合がある。))。

- 2 前項の規定による区域標は、別に定めるプレート標又はコンクリート杭とするが、これによることが不適当な場合は、鉋等、その他適当な方法により区域明示点を標示することができる。

(道路区域明示図の作成)

第10条 市長は、第8条による立会い・協議が成立した場合、次の各号に掲げる事項を表示した道路区域明示図を作成するものとする。

- (1) 区域（朱色実線で表示したもの）
- (2) 区域明示点の位置
- (3) 区域明示点間の距離
- (4) 区域明示点と引照点間の距離
- (5) 横断面図（市長が指示した箇所に係るもの）
- (6) 町名、地番
- (7) 座標値一覧表及び詳細図
- (8) その他詳細については、別に定めるものとする。

(土地境界明示図の作成)

第11条 市長は、第8条による立会い・協議が成立した場合、次の各号に掲げる事項を表示した土地境界明示図を作成するものとする。

- (1) 境界（朱色実線で表示したもの）
- (2) 境界点の位置
- (3) 境界点間の距離
- (4) 境界点と引照点間の距離
- (5) 横断面図（市長が指示した箇所に係るもの）
- (6) 町名、地番
- (7) 座標値一覧表及び詳細図
- (8) その他詳細については、別に定めるものとする。

(同意書の取得)

第12条 市長は、第8条による立会い・協議が成立した場合、申請者及び隣接所有者から速やかに、同意書を取得するものとする（第6号様式、第7号様式、第8号様式）。

2 申請者は、同意書提出時に、市長に対し、印鑑証明書（法人の場合は資格証明書及び印鑑証明書、ただし、同意日前3箇月以内に発行されたもの）を提出しなければならない。

(明示図の決定及び交付)

第13条 市長は、前条による同意書を取得した場合、速やかに明示図を決定するものとする。

2 市長は決定後、同意された隣接所有者のうち、交付希望者一覧表（第9号様式）に記載された希望者に明示図を交付するものとする（第10号様式）。

3 市長は、申請者から手数料の徴収を受け、明示図を交付するものとする（第11号様式）。

4 原則として、手数料の徴収及び明示図の交付は、道路明示課において行うものとする。ただし、やむを得ず対応が困難な場合は、道路明示課と協議するものとする。

(協議の不成立)

第14条 市長は、申請者から道路区域明示・土地境界明示申請書取下げ依頼書（第12号様式）が提出された場合、立会い・協議を取り止めることができる。

2 市長は、第8条による立会い・協議が受付日から1年を経過しても成立しない場合で、かつ、申請者から前項の取下げ依頼書が提出されない場合、取下げについての通知文（第13号様式）を送付し、取下げがあったものとみなし、取下げの決定を行うものとする。ただし、市長が申請を継続する必要があると判断する場合は、この限りでない。

(再明示)

第15条 市長は、第3条の規定にかかわらず既に区域明示及び境界明示の行われた箇所については、再明示のための協議に応じないこととする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 区域又は境界を変更すべき合理的な事情があると認めるとき。
- (2) 区域又は境界の復元が現地において著しく困難であるとき。

(道路区域明示・土地境界明示台帳への記載)

第16条 市長は、区域明示及び境界明示に係る事務を完了した場合、道路区域明示・土地境界明示申請受付簿及び道路区域明示・土地境界明示台帳（第14号様式）に必要な事項を記載するものとする。

(証明書の発行)

第17条 市長は、道路区域明示図（決定図）証明申請書（第15号様式）により証明書の発行申請があった場合、手数料を徴収し証明書（日本工業規格 A2 サイズ）を発行するものとする。

2 証明書の発行は、道路明示課において行うものとする。

附則	この要領は平成17年4月1日から施行する。
附則	この要領は平成22年4月1日から施行する。
附則	この要領は平成26年2月15日から施行する。
附則	この要領は平成29年4月1日から施行する。
附則	この要領は令和3年4月1日から施行する。
附則	この要領は令和4年4月1日から施行する。
附則	この要領は令和4年9月1日から施行する。
附則	この要領は令和5年12月25日から施行する。

機械で読み取るため、記入欄の大きさを変えないでください。
枠内に収まらない場合は、複数枚に分けて申請してください。

道 路 区 域 明 示 ・ 土 地 境 界 明 示 申 請 書

（宛先）京 都 市 長

申請方法 （○で囲む）	電子・郵送・窓口
----------------	----------

※太枠内を記入してください。
押印は不要です。

京都市建設局土木管理部 道路明示課 記入欄	
受 付 日	
收受 No.	
区 番 号	

京都市道路区域明示事務処理要領第 3 条及び第 4 条並びに京都市公有財産規則第 1 3 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、道路区域明示及び土地境界明示を申請します。

申請者	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）
	電話	— —
委任に関する承諾 (代理人に委任して申請を行う場合、申請者は「道路区域明示・土地境界明示の手引き」記載の委任内容を確認し、 以下↓の太枠内に ○印 を記入してください。)		
	☐ 私は、次の者を代理人と定めて、道路区域及び土地境界の明示に関する権限を委任します。	

代理人	住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）
	メールアドレス：	@
	電 話：	— —

申 請 箇 所		
京都市		() 側
区	町	番地
路線名 ※		付近明示の番号 ※

※ 京都市道路明示課窓口又は「京都市道路情報等提供システム」（京都市HP）にて確認してください。

添付書類（注意事項は裏面を参照）

添付書類	必要部数
付近見取図	2（電子申請は1）
公図等の写し	2（電子申請は1）
地籍調書	1
登記事項証明書（土地）	1
その他市長が必要と認める書面	（必要に応じて提出）

申請についての概要は、以下を参考にしてください。詳細は「[道路区域明示・土地境界明示の手引き](#)」※1及び「[京都市道路区域明示事務処理要領](#)」※2（京都市情報館建設局土木管理部道路明示課ホームページ）を参照してください。



※1



※2

1 道路区域明示・土地境界明示について

道路区域明示とは、道路法が適用される道路の範囲を明らかにすることをいいます。

土地境界明示とは、市有地等と隣接する土地との境界について明らかにすることをいいます。

2 申請の有効期限について

受付日から1年を経過しても同意等が成立しない場合は、申請者から取下げがあったものとみなします。

道路区域明示等の必要がある場合は改めて申請書を提出してください。

3 申請書の作成について

(1) 代理人に委任して申請を行う場合は、「委任に関する承諾」欄の ☐（太枠）内に○印を記入してください。

(2) 申請地が以下に該当する場合は、次表に基づいて関係書類を作成してください。

状 況	申請時の対応
申請地が相続で登記未了の場合	相続関係図及びこれを証明する書類を添付する。
申請地が共有の場合	共有者全員の連名で申請する。
申請地が共有者多数で申請者欄に記入しきれない場合	様式1をコピーし複数枚に分けて記入する。 注) 様式1の記入欄の大きさは、変えないでください。
申請者の現住所が登記上の住所と異なる場合	住所変更の変遷を証明する書類を添付する。

4 添付書類について

添付書類	注意事項
付近見取図	申請地の位置（申請範囲）及び周辺の関係地が特定できるもの。
公図等の写し ※	申請書提出前3箇月以内に発行されたもの。 複数枚となる場合は、合成公図も添付する。 申請箇所に朱線を入れる。
地籍調書	登記事項証明書に基づき本市所定の様式に記入する。（第3号様式）
登記事項証明書（土地） ※	申請前3箇月以内に発行された全部事項証明書（土地） 申請地、隣接地、それらの向側土地及び道路内の有地番の土地も添付する。
その他市長が必要と認める書面	必要に応じて本市担当者から参考書類の提出をお願いする場合があります。 例： 地積測量図 ※ 等

※ 原本の写し又はインターネットによる「登記情報提供サービス」から取得する不動産登記情報も可

5 注意事項

(1) 郵送による申請について

- ・ 送付方法は、履歴の確認ができるものを御利用ください。
- ・ 提出された申請書類に間違い等があり、修正のために返却が必要な場合は、京都市道路明示課窓口まで受け取りに来てください（当課からは、郵送による申請書類の返却は行いません。）。

(2) 申請地に所有権の移転があった場合、速やかに本市担当者に連絡し、「道路区域明示・土地境界明示の手引き」記載の土地所有者変更の手続を行ってください。

(3) 申請者又は代理人が実施する項目は「道路区域明示・土地境界明示の手引き」及び「京都市道路区域明示事務処理要領」を御確認ください。

（申請者が代理人に委任した場合、その委任内容が分かる書類の提出をお願いする場合や申請者へ委任内容を確認する場合があります。）。

(4) 同意書の取得方法は図面同意とします。同意書は実印で押印し、印鑑証明書（法人は資格証明書及び印鑑証明書）を添付してください。申請地以外の土地所有者の場合及び外国人又は海外在住者で印鑑をお持ちでない場合等については「道路区域明示・土地境界明示の手引き」を御確認ください。

本申請に関するお問合せ先

京都市建設局土木管理部道路明示課

TEL075-222-3538

廃止

第2号様式

委任状

(あて先) 京 都 市 長	令和 年 月 日
委任者の住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	委任者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者名) 実印

私は、次の者を代理人と定めて、下記の権限を委任します。

代 理 人 の 住 所	代理人の氏名及び連絡先
	(電話 — —)

記

委任事項 道路区域・土地境界に関する次のこと。

- 1 明示申請書の提出に関すること。
- 2 上記申請に伴う現地協議に立会して境界の確認をすること。
- 3 上記申請に関する隣接所有者の同意書の取りまとめに関すること。
- 4 明示図の受領に関すること。
- 5 申請書の取下げ依頼書の提出に関すること。
- 6 明示図の隣接所有者等への配布に関すること。

第3号様式

地 籍 調 書							作成年月日	年 月 日		
							作成者氏名			
申 請 地		京都市 区		町 番 側						
※立会日時		年 月 日 (曜日)		午前・午後 時 分						
土 地 の 表 示				所 有 者			連 絡 先 (電話等)	※ 登記簿記事	※ 連絡	※ 出欠
町 名	地 番	地 目	面積 (㎡)	郵便番号	住 所	氏 名				

- ※印以外は全部記入してください。
- 所有者の登記簿上の住所と現住所が異なる場合は、その下欄に現住所も記入してください。
- 共有名義の場合は、権利の持ち分を氏名欄に記入してください。

(NO. _____)

[illegible]

様

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市建設局土木管理部道路明示課
担当者：明示第〇担当〇〇
電 話：（075）222—3538

道路区域明示立会いのお願い

日頃は、本市市政に、御理解、御協力をいただきありがとうございます。

当課では、道路法による道路の管理区域の明示（区域明示）及び区域内に本市が所有する土地（以下「市有財産」という。）について、道路に隣接する土地所有者の申請に基づき、明示（境界明示）を行っております。

この度、下記の申請により、貴殿の所有地と道路の区域及び市有財産との境界の確認が必要となりました。

つきましては、御多用中、誠に恐れ入りますが、現地で立会いをしていただきたくお願い申し上げます。

なお、道路区域の明示に当たりましては、原則として、申請地の両隣及びそのお向かいの土地を所有している方々に立会いをお願いしております。

記

日	時：
立 会 場	所：（ 側）
申 請 地：	
申 請 者：	
代 理 人：	

1. 当日は、本書を御持参ください。印鑑は不要です。
立会で協議が整えば、後日、道路区域及び市有財産の境界についてそれぞれの明示図を御確認のうえ、同意書に署名・押印をいただいたうえで明示図と割印し、提出していただくことになります。
2. 雨天でも立会いは行いますが、大雨・積雪等やむを得ず中止する場合は、当課又は申請者（代理人を含む。）から連絡させていただきます。
3. 当日欠席された場合は、後日、再立会いの日時又は当日の協議の内容を、当課又は申請者（代理人を含む。）からお知らせします。
4. 御不明な点等がございましたら、当課担当者まで御連絡ください。

同 意 書

(あて先) 京都市長

私所有の以下の土地と道路区域内の市有土地との境界について、添付図面の朱線のとおり異議なく同意します。

土地の所在	現住所（または所在地）	立会（確認）年月日	土地所有者との関係	連絡先 (電話番号)
	※1 氏 名（または法人名） ※3 印	同 意 年 月 日		
(町名) (地番)		令和 年 月 日		※2 ()
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		()
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		()
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		()
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		()
	印	令和 年 月 日		

記入上の注意

- ※1 氏名欄には署名をお願いします。
- ※2 同意書と添付図面には割印をお願いします。(図面が複数の場合、全て割印をお願いします。)
- ※3 申請者及び法人は実印の押印をお願いします。
(個人：印鑑登録証明書、法人：印鑑証明書・資格証明書の添付をお願いします。)
その他の土地所有者の方で、署名された場合は、認印（朱肉）でも問題ありません。
- ※4 代理人による立会（確認）の場合、土地所有者の同意とは別枠に同意年月日以外の各項目を記入いただき、押印（認印）をお願いします。

同 意 書

(あて先) 京都市長

私所有の以下の土地と道路区域との境界について、添付図面の朱線のとおり異議なく同意します。
また、道路区域内の私が所有する土地の使用貸借についても承諾します。

土地の所在	現住所（または所在地）	立会（確認）年月日	土地所有者との関係	連絡先 (電話番号)
	※1 氏 名（または法人名） ※3 印	同 意 年 月 日		
(町名) (地番)		令和 年 月 日		※2 (
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		(
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		(
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		(
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		(
	印	令和 年 月 日		

記入上の注意

- ※1 氏名欄には署名をお願いします。
- ※2 同意書と添付図面には割印をお願いします。（図面が複数の場合、全て割印をお願いします。）
- ※3 申請者及び法人は実印の押印をお願いします。
（個人：印鑑登録証明書、法人：印鑑証明書・資格証明書の添付をお願いします。）
その他の土地所有者の方で、署名された場合は、認印（朱肉）でも問題ありません。
- ※4 代理人による立会（確認）の場合、土地所有者の同意とは別枠に同意年月日以外の各項目を記入いただき、押印（認印）をお願いします。

同意書

(あて先) 京都市長

私所有の以下の土地と道路区域及び市有財産等との境界について、添付図面の朱線のとおり異議なく同意します。

土地の所在	現住所（または所在地）	立会（確認）年月日	土地所有者との関係	連絡先 (電話番号)
	氏 名（または法人名） ※1 ※3 印	同 意 年 月 日		
(町名) (地番)		令和 年 月 日		
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		
	印	令和 年 月 日		
		令和 年 月 日		
	印	令和 年 月 日		

※2

記入上の注意

※1 氏名欄には署名をお願いします。

※2 同意書と添付図面には割印をお願いします。（図面が複数の場合、全て割印をお願いします。）

※3 申請者及び法人は実印の押印をお願いします。

（個人：印鑑登録証明書、法人：印鑑証明書・資格証明書の添付をお願いします。）

その他の土地所有者の方で、署名された場合は、認印（朱肉）でも問題ありません。

※4 代理人による立会（確認）の場合、土地所有者の同意とは別枠に同意年月日以外の各項目を記入いただき、押印（認印）をお願いします。

申請地			
申請者		代理人	

道路区域明示図、土地境界明示図
交付希望者一覧表

No.	土地の所在	所 有 者		備考
		住 所	氏 名	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

申請者交付用「道路区域明示図」及び「土地境界明示図」各1部と、上記の交付希望者への交付用「道路区域明示図」及び「土地境界明示図」を受領いたしました。

年 月 日

受領者氏名 _____

年 月 日

関 係 各 位

京都市長

建設局土木管理部道路明示課

担当者：明示第○担当

電 話：（075）222-3538

道路区域明示、土地境界明示の完了及び図面のお渡しについて

日頃は、本市市政に、御理解、御協力をいただきありがとうございます。

先日同意をいただきました、.....様からの申請による道路区域明示、土地境界明示が完了しましたので、道路区域明示図、土地境界明示図を各1部お渡しします。

この明示図は、今回の明示に際し、同意書に御署名・御捺印を頂いた、認定道路に隣接する土地の所有者にお渡ししています。

なお、今後この土地境界明示図につきましては、市有財産又は国有財産に隣接する土地の所有者以外には交付できませんので、あらかじめ御承知おきください。

年 月 日

様

京都市長
建設局土木管理部道路明示課
担当者：明示第○担当
電話：(075)222-3538

道路区域明示及び土地境界明示について（通知）

年 月 日付けで申請のありました上記のことについて、
別紙道路区域明示図（決定番号 ）及び土地境界
明示図（決定番号 ）のとおり決定しましたので
通知します。

なお、下記事項を必ず守ってください。

記

- 1 区域標を移動させないこと。
- 2 境界線に沿って工作物を設置する場合は、区域標の保全に十分注意すること。
- 3 道路管理者の承認を受けずに、道路の現状を変更しないこと。

（参考） 本市に無断で区域標を移動させる等の行為を行った者は、刑法第262条の2（境界損壊）
によって処罰されることがあります。

道路区域明示・土地境界明示申請書取下げ依頼書

(あて先)京都市長	年 月 日
申請者又は代理人の住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)	申請者又は代理人の氏名(法人にあつては名称及び代表者名)

年 月 日に受付された道路区域明示・土地境界明示申請書については、下記の理由により取り下げます。

記

1 申請地

京都市

2 取下げ理由

3 申請書の返却

希望する ・ 希望しない

様

京都市中京区寺町通御池上
上本能寺前町488番地
京都市建設局土木管理部道路明示課
担当者：
電話:(075)222-3538

道路区域明示申請の取下げについて

日頃は、本市市政に、御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、道路区域明示事務処理要領第14条第2項の規定に基づき、下記の道路区域明示申請を取り下げることといたしましたので、道路区域明示等の必要がある場合は、改めて申請書を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、この件に関し特段の理由があり継続を希望される場合又は申請書の返却を希望される場合は、 年 月 日までに当課担当者にお申し出ください。

記

受付年月日： 年 月 日
申請地：
申請人（土地所有者）：
代理人：
根拠とする基準：道路区域明示事務処理要領第14条第2項
協議又は返却申出の期限： 年 月 日

1. 改めて明示申請をされる場合は、必要書類を添えて提出してください。
2. 期限までに申請書返却の申出がない場合は、原本を処分する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
3. 御不明な点等がございましたら、当課担当者まで御連絡ください。

[illegible]

※太枠の中のみ記入してください。

明 示 図 道 路 区 域 決 定 図 証 明 申 請 書			
申 請 年 月 日	年 月 日		
明 示 場 所 (所 在 地)	決 定 番 号	必 要 部 数	証 明
区		各 部	枚
区		各 部	枚
区		各 部	枚
区		各 部	枚
区		各 部	枚
区		各 部	枚
区		各 部	枚
受 付 番 号		合 計	枚
		手 数 料	円

(宛先) 京都市長	
申 請 者 住 所 氏 名 電 話 () -	

申請者受領確認欄
署名又は押印

備	作成
考	

図面発行確認